- 本件控訴を棄却する。
- 控訴費用は控訴人の負担とする。 事実及び理由

第一 控訴の趣旨

- 原判決を取り消す。
- 被控訴人の請求を棄却する。

事案の概要

原判決の「事実及び理由」の「第二 事案の概要」記載のとおりであるから、こ れを引用する。

当裁判所の判断

当裁判所も、被控訴人の本訴請求は理由があるものと判断する。その理由は、 次のとおり付加訂正するほか、原判決の「事実及び理由」の「第三 当裁判所の判

染及び災害の発生の防止に関する条例」上の安全基準値を下回るものであった。」 を加える。

ニ よって、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。 東京高等裁判所第七民事部

裁判長裁判官 奥山興悦

裁判官 杉山正己

裁判官 山崎まさよ